⑷　本公告に示した物品を自然科学研究機構長が指定する日時、場所に十分に納入することができることを証明した者であること。
⑸　大学共同利用機関法人自然科学研究機構の契約実施規則第４条の規定に基づき、自然科学研究機構長が定める資格を有する者であること。
⑹　自然科学研究機構長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
3　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒509―5292 岐阜県土岐市下石町322―６
自然科学研究機構核融合科学研究所管理部財務課調達係長　河合小奈恵　電話0572―58―2038
⑵　入札説明書の交付方法　本公告の日から上記３⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札説明会の日時及び場所　平成23年６月１日14時00分　自然科学研究機構核融合科学研究所第２会議室
⑷　入札書の受領期限　平成23年７月19日17時00分
⑸　開札の日時及び場所　平成23年８月８日14時00分　自然科学研究機構核融合科学研究所第２会議室
4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、自然科学研究機構長から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書による。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると自然科学研究機構長が判断した入札者であって、大学共同利用機関法人自然科学研究機構の契約実施規則第12条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は、入札説明書による。
5　Summary
⑴　Contracting Entity : Katsuhiko Sato, President, Inter-University Research Institute Corporation National Institutes of Natural Sciences
⑵　Classification of the products to be procured : 24
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : High Accuracy and Low Background γ-ray Analysis System for Environmental Radioactivity 1 Set
⑷　Delivery period : By 22, March, 2012
⑸　Delivery place : National Institute for Fusion Science, National Institutes of Natural Sciences
⑹　Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
A　not come under Article 3 of the Regulation concerning the Contract for National Institute for Fusion Science, National Institutes of Natural Sciences Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,
B　have the Grade A, Grade B or Grade C qualification during fiscal 2011 in the Tokai・Hokuriku area in sales of product for participating in tenders by Single qualification for every ministry and agency,
C　prove to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the procured products,
D　prove to have the ability to deliver the products, required by this notice, on the date and to the place specified by the Obligating Officer,
E　meet the qualification requirements which President, Inter-University Research Institute Corporation National Institutes of Natural Sciences may specify in accordance with Article 4 of the Regulation,
F　not be currently under a suspension of business order as instructed by President, Inter-University Research Institute Corporation National Institutes of Natural Sciences.
⑺　Time limit of tender : 5 : 00 PM 19, July, 2011
⑻　Contact point for the notice : Sanae Kawai, Procurement Section, Financial Affairs Division, Department of Administration, National Institute for Fusion Science, National Institutes of Natural Sciences, 322―6 Oroshi-cho, Toki-shi, Gifu-pref, 509―5292 Japan, TEL 0572―58―2038

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成23年５月26日
東京地下鉄株式会社
鉄道統括部長　山村　明義
◎調達機関番号　414　◎所在地番号　13
○第13号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　18
⑵　調達物品及び数量　軌道モーターカー１両
⑶　調達物品の特質等　入札説明書による。
⑷　納入期限　平成24年２月24日
⑸　納入場所　千住車両基地
⑹　入札方法　⑵の物品について入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2　競争参加資格
⑴　契約を締結する能力を有しない者でないこと。
⑵　破産者で復権を得ない者でないこと。
⑶　次の各号に掲げる事実のいずれかに該当しない者で、その事実があった後３年を経過していない者でないこと。①契約の履行に当たり、故意に履行を粗雑にし、又は品質若しくは数量に関して不正の行為をしたこと。②公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したこと。③他者の競争の参加又は契約の締結若しくは履行を妨げたこと。④正当な理由がなくて契約を履行しなかったこと。⑤監督又は検査の実施に当たり社員の職務の執行を妨げたこと。⑥契約に関し、不正若しくは不当の行為又はこれに類似した行為により事故を起こし、その他信義誠実に欠ける行為をしたこと。⑦正当な理由がなくて、契約に関し、東京地下鉄株式会社（以下「会社」という。）との間において現に係争中であること。⑧契約に関し、現に履行遅滞となっていること。⑨契約の履行成績又はアフター・サービスが著しく不良であったこと。⑩申請書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったこと、その他会社に提出した書類に虚偽の記載をしたこと。⑪　①～⑦までのいずれかに該当する事実があった後３年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したこと。
⑷　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けた者及び再生手続開始の決定を受けた者を除く。）若しくは手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。